

# 請願

請願とは、国民に認められた憲法上（第16条）の権利の一つで、国または、地方公共団体の機関に対して意見や希望を述べることを言い、その手続き等は、請願法によります。市議会への請願には、市議会議員の紹介が必要です。

今定例会では、1件の請願が提出され、採択となりました。請願と討論の内容をお伝えします。

## 押しボタン式信号機と横断歩道の設置を求める請願



### 【要旨】

都市計画道路越谷吉川線の中央中学校南側、栄町1327番地先には当初より押しボタン式信号機による横断歩道が計画されていましたが、当該地の供用開始から約5年間にわたり押しボタン式信号機が設置されず、横断歩道予定地は閉鎖されたままとなっております。現在、通行止めバリケードが設置されていますが、横断する人も見つけられ危険な状態となっております。

つきましては、当該交差点への早急な押しボタン式信号機と横断歩道の設置を関係機関に強く求めていただくよう請願いたします。

### 【理由】

当該地域は、越谷吉川線が整備される以前は居住地としての一体性もあり、日常的に買い物や通院などで往來していました。土地区画整理事業に伴い越谷吉川線が整備されるに当たり、当然、押しボタン式信号機と横断歩道の設置など通行の安全を

図っていたけると受け止めていました。

しかし、今日まで押しボタン式信号機と横断歩道の設置の見直しもありません。未だ横断する人もおります。また、車を運転する立場からは夕刻、夜間などは見えにくく、大変危険であり不安です。横断できない不便さ、住みにくさと交通の危険を抱えての日々を市民は過ごしています。

このような状況を一刻も早く改善し、越谷吉川線の全線開通を待たずに押しボタン式信号機と横断歩道の設置をお願いします。

### 賛成全員で採択

### ― 賛成 討論 ―

#### 未来会議よしかわ

林 美希

本会議において令和元年以降6回は取り上げられた本件、市も必要性を認識し県に求めているが実現に至っていない。全会一致での可決に向け賛成とし、県の尽力に期待する。

## 議会の開会から閉会までの流れ

### 第3回（6月）定例会の場合

- ▼開会日（6月2日）  
議案を上程し、市長が提案理由を説明しました。
- ▼議案審議（6日）  
議案について議員が不明点や疑問点を質疑しました。
- ▼常任委員会（7日・8日）  
付託された議案を総務水道・文教福祉・建設生活の3委員会で見直ししました。
- ▼請願審査（9日）  
1件の請願を建設生活常任委員会で審査しました。
- ▼委員長報告（13日）  
議案と請願を採決しました。
- ▼一般質問（14日・15日・16日）  
16名の議員が市政について問いただしました。
- ▼意見書（16日）  
2件の意見書を審議し、1件可決しました。
- ▼閉会日（16日）  
定例会に付議された案件をすべて審議し、閉会しました。